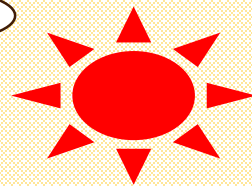


物件所有者の方へ

東秩父村



空き家

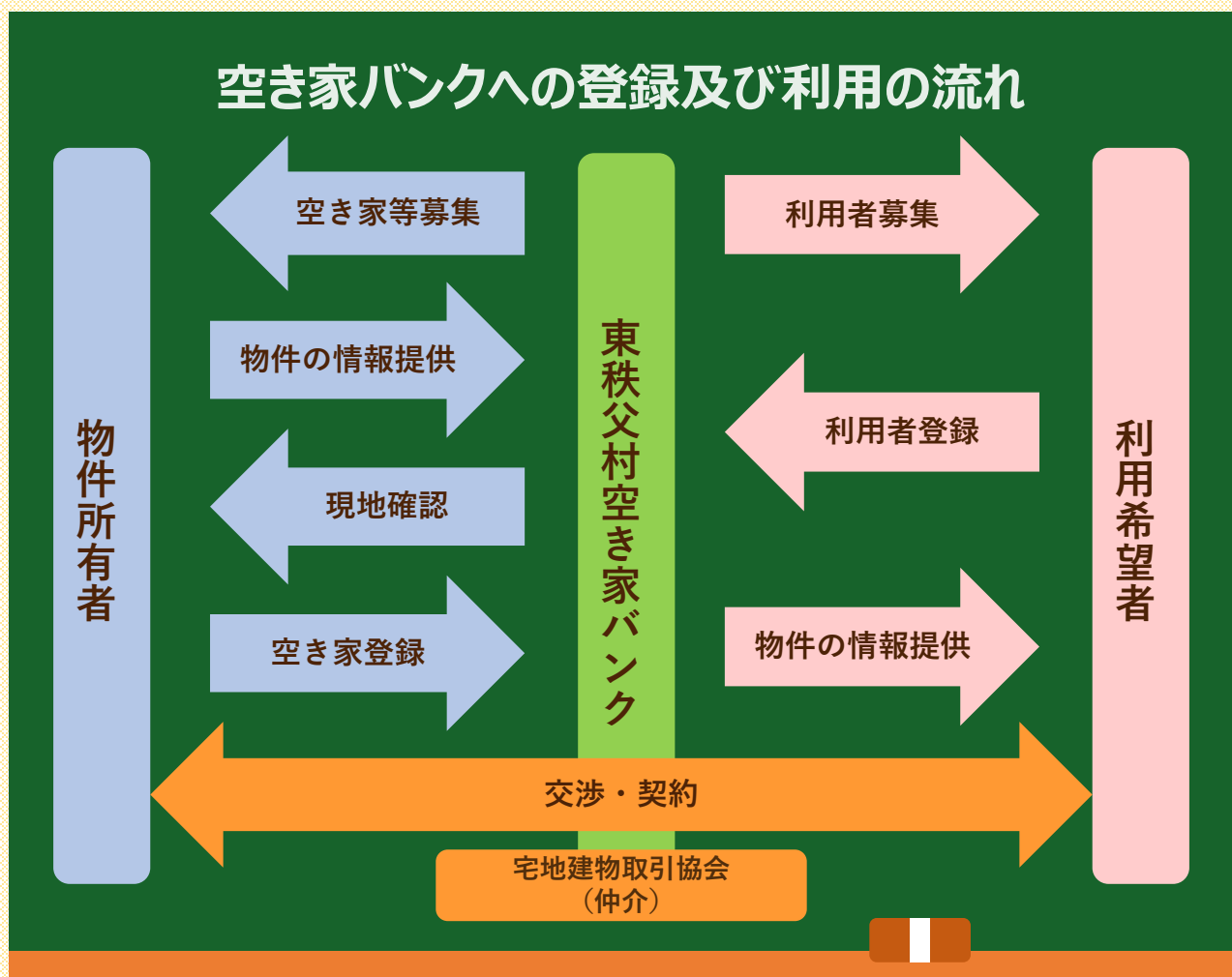
バンク制度のご案内

～空き家を売却、賃貸して収入を得てみませんか？～

村では、村内の空き家の有効利用を通して移住促進による定住人口の増加を図ることを目的に「空き家バンク制度」の利用を推進しています。所有者等から空き家に関する登録の申込みを受け、登録を行った空き家情報の一部を公開するとともに、利用登録を行った方々に対し、情報提供を行う制度です。

東秩父村内に空き家を所有し、貸したい、売りたいなどの希望がございましたらご相談ください。

空き家バンクへの登録及び利用の流れ



「空き家」を放置すると、防犯上・安全上・衛生面で様々な危険等が生じます。

- ・倒壊の危険
- ・不法投棄
- ・雑草が生い茂る
- ・不審者の侵入
- ・ごみの放置
- ・動物のすみかになってしまう
- ・庭木の倒木や落ち葉の処理
- ・害虫の発生 など

「空き家バンク」のメリット

○売却した場合

- ・空き家の維持費用や固定資産税、管理の手間がかからない
- ・一時的にまとまった収入が得られる
- ・現金化することにより相続人で遺産分割しやすくなる

○賃貸した場合

- ・空き家を利用してくれることで、定期的に収入が得られる

「空き家バンク」のデメリット

- ・空き家は希望価格で売却、賃貸できない場合がある
- ・土地を測量する場合、境界確認などに手間がかかることがある

家は人が住まなくなるとあっという間に老朽化が進みます。思入れのある大切なわが家の維持のために、新たな入居者に管理をしてもらおうという気持ちで貸し出し、売却をしてみてもいかがでしょうか？



お問い合わせ 東秩父村 企画財政課 ☎0493-82-1254

空き家利用希望者の方へ

東秩父村

空き家

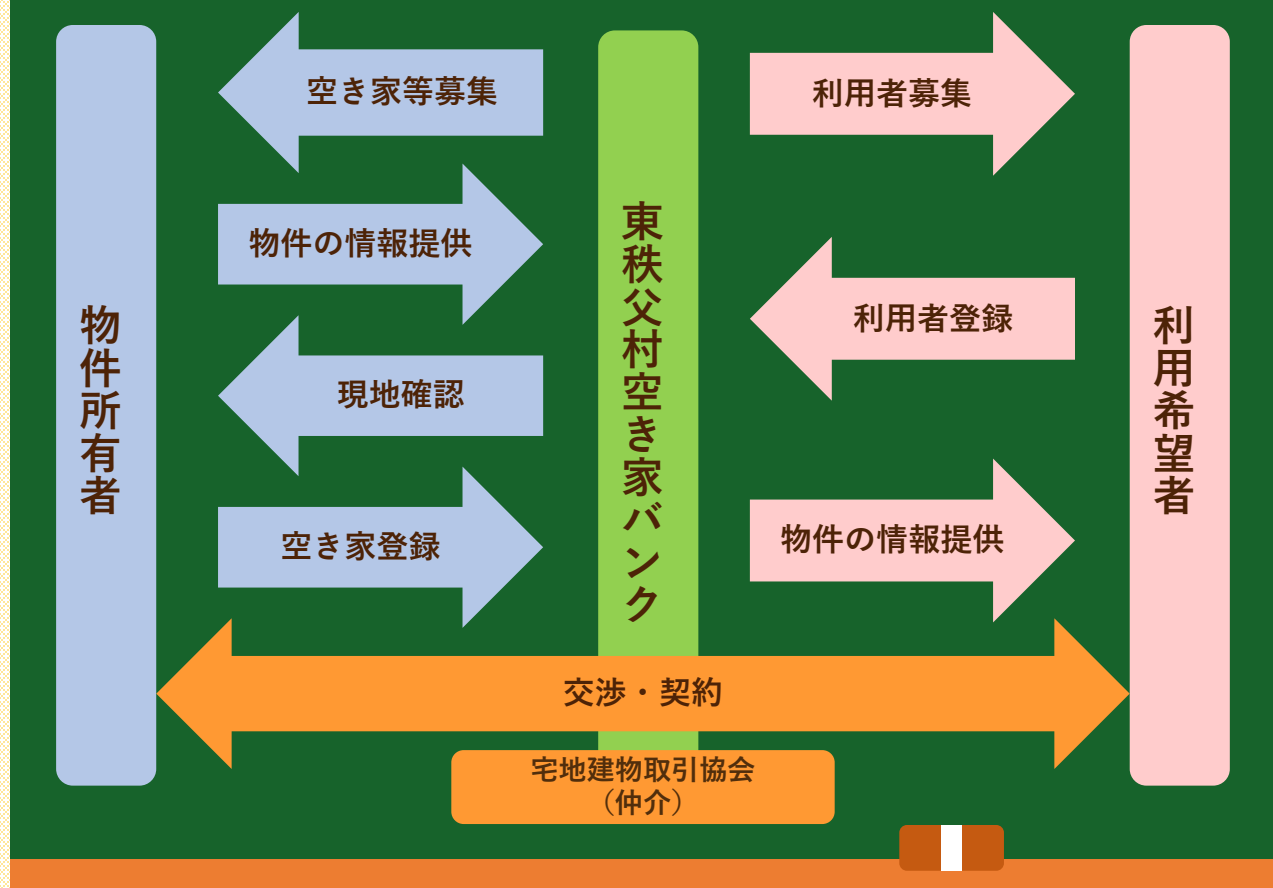
バンク制度のご案内

～自然豊かな田舎暮らしはいかがでしょうか？～

村では、村内の空き家の有効利用を通して移住促進による定住人口の増加を図ることを目的に「空き家バンク制度」の利用を推進しています。所有者等から空き家に関する登録の申込みを受け、登録を行った空き家情報の一部を公開するとともに、利用登録を行った方々に対し、情報提供を行う制度です。

また、空き家バンクに登録した物件の改修費用等の一部助成も行っています。
東秩父村内で空き家を買いたい、借りたいなどの希望がございましたらご相談ください。

空き家バンクへの登録及び利用の流れ



★★★登録手続きの流れ★★★

空き家バンク情報の閲覧

村のホームページや窓口で空き家バンクに登録されている物件情報を公開しています。



空き家バンクの利用登録

詳細な情報を知りたい、交渉を希望される場合は窓口へ「利用申込書」を提出してください。



登録物件の現地見学

気に入った物件があれば、希望日をお申し出ください。日程を調整の上、担当者がご案内いたします。



物件所有者と交渉

物件への入居を希望する場合、役場までご連絡ください。所有者の方と直接交渉・契約をしていただきます。
※村は必要な連絡調整等を行います。交渉並びに契約等は行っておりませんのでご了承ください。
※仲介業者の仲介により所有者と契約交渉を行うことも可能です。



契約成立

★★★補助制度★★★

空き家子育て活用促進奨励金

空き家バンクを利用し、移住した世帯に中学生以下の子どもがいる場合、20万円の奨励金を支給

空き家リフォーム補助金

空き家の維持及び機能向上などを目的に工事を実施する場合、最大50万円の補助金を支給

※いずれも支給条件がありますので詳しくは企画財政課までお問い合わせください。

東秩父村役場企画財政課 ☎0493-82-1254